



山形県公報

平成15年10月14日(火)
第1483号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 開発行為に関する工事の完了..... | (村山総合支庁建築課) ...1199    |
| 道路の区域の変更.....      | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同 |
| 県道の供用の開始.....      | ( 同 ) ...1200          |

## 告 示

### 山形県告示第939号

次の開発行為は、完了した。  
平成15年10月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 許可番号  
平成15年7月16日 指令村総建第5010号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字新田町2830 - 1、2830 - 11、2830 - 15、2830 - 16、2830 - 17、2830 - 18、2830 - 19
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市大字島30番地の1  
株式会社 建託アベ

### 山形県告示第940号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年10月14日から同年10月27日まで縦覧に供する。  
平成15年10月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 寒河江村山線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------------|------|------------------|-------------|
| 村山市大字河島字ウワタ777番1から<br>同 字碓181番1まで | 旧    | 46.8メートル<br>12.2 | メートル<br>320 |
| 同 上                               | 新    | 28.0メートル<br>12.2 | 同 上         |

山形県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年10月14日から同年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年10月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 村山市大字河島字ウワタ777番1から  
同 字碓181番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年10月14日